三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字松下三四九一の七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字中ノ沢四二二の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県松阪市伊勢寺町字堀坂二八五二の一から二八五二の五まで、二八五二の七、二八五二の三六、二八五二の三七、二八五二の四一から二八五二の四三まで、二八五三、二八五四の一、二八五五の三、二八五五の五から二八五五の七まで、二八五五の九、二八五五の一〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字月山沢字石見堂ヶ嶽二四〇の二二、二四〇の二三、二四〇の七二、二四〇の三七六から二四〇の三七九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字石見堂ヶ嶽二四〇の七二・二四〇の三七六・二四〇の三七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の事由及び地域を次のように指定する。

平成二十七年九月九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

事由名	地域	指定の期間
平成二十七年桜島における火山活動	鹿児島県	平成二十七年八月二十六日から平成二十七年十二月八日まで
	鹿児島市	

○国土交通省告示第九百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年八月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5342号	船外機（小型船舶用） 6EF	Thai Yamaha Motor Co., Ltd.	64 Moo 1, Bangna-Trad Road Km. 21, Tambol Srisa Jorrake Yai, Amphur Bangsaothong, Samutprakarn 10540, Kingdom of Thailand

○国土交通省告示第九百九十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	型式の変更の内容
第F―302号	火災の危険の少ない家具（椅子）	製造者の名称　Beurteaux (Australia) Pty. Ltd. 型式　PIONEER PLUS #3242 表地及び詰物の仕様を変更
第F―303号	〃	製造者の名称　BILLABONG #7003 型式　〃 〃